

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。）第十二条第一項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準（以下「設備運営基準」という。）を定めるものとする。

(設備運営基準の目的)

第二条 設備運営基準は、幼保連携型認定こども園の園児が、明るく、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員（幼保連携型認定こども園の職員をいい、園長を含む。以下同じ。）の指導により、心身ともに健やかで、社会に適応するよう育成されることを保障するものとする。

(設備運営基準の向上)

第三条 知事は、岡山県子ども・子育て会議（岡山県子ども・子育て会議条例（平成二十五年岡山県条例第五十八号）第一条の岡山県子ども・子育て会議をいう。）の意見を聞き、幼保連携型認定こども園に対し、設備運営基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。

2 県は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。

(学級の編制の基準)

第四条 満三歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

2 一学級の園児の数は、三十五人以下を原則とする。

3 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。

(職員の数等)

第五条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を一人以上置かなければならない。

2 特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級の数の三分の一の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもつて代えることができる。

3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の上欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表

の下欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時一人を下つてはならない。

園児の区分	員 数
一　満四歳以上の園児	おおむね三十人につき一人
二　満三歳以上満四歳未満の園児	おおむね二十人につき一人
三　満一歳以上満三歳未満の園児	おおむね六人につき一人
四　満一歳未満の園児	おおむね三人につき一人

備考

- 一 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第一項の普通免許状をいう。以下同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の十八第一項の登録を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、同項の登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。
 - 二 この表に定める員数は、同表の上欄の園児の区分ごとに同表の下欄の園児の数に応じ定める数を合算した数とする。
 - 三 一の項又は二の項に係る員数が学級の数を下るときは、当該学級の数に相当する数を当該員数とする。
 - 四 園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数に一人を加えるものとする。
- 4 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第十七条第一項において読み替えて準用する児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成二十四年岡山県条例第四十七号。以下「児童福祉施設基準条例」という。）第四十五条の規定により、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあつては、調理員を置かないことができる。
- 5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。

一 副園長又は教頭

二 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭

三 事務職員

(職員の知識及び技能の向上等)

第六条 職員は、常に自己研さんに励み、法に定める幼保連携型認定こども園の目的を達成するため
に必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 幼保連携型認定こども園は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければ
ならない。

3 前項の資質の向上のための研修には、園児の人権の擁護、虐待の防止等に関する事項をその内容
に含めなければならない。

(位置等)

第七条 幼保連携型認定こども園の位置は、その運営上適切で、通園の際安全な環境にこれを定めな
ければならない。

2 幼保連携型認定こども園の設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければ
ならない。

(園舎及び園庭)

第八条 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。

2 園舎は、二階建以下を原則とする。ただし、特別の事情がある場合は、三階建以上とすることができる。

3 乳児室（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保
連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成十八年岡山県条例第六十
五号）第五条第二項の乳児室をいう。次条第一項第二号及び第六項第一号において同じ。）、ほふ
く室（同条例第五条第二項のほふく室をいう。次条第一項第二号及び第六項第二号において同じ。
）、保育室、遊戯室又は便所（以下の項及び次項において「保育室等」という。）は一階に設け
るものとする。ただし、園舎が第十七条第一項において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例
第四十四条第八号イ、ロ及びヘに掲げる要件を満たすときは保育室等を二階に、前項ただし書の規
定により園舎を二階建以上とする場合であつて同号ロからチまでに掲げる要件を満たすときは保育
室等を二階以上の階に設けることができる。

4 前項ただし書の場合において、二階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満三歳未満
の園児の保育の用に供するものでなければならない。

5 園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。

6 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

一 次の表の上欄に掲げる学級の数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

学級の数	面積
一学級	一八〇平方メートル
二学級以上	三一〇 + 一〇〇 × (学級の数 - 二) 平方メートル

二 満三歳未満の園児の数に応じ、次条第六項の規定により算定した面積

7 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

一 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積

イ 次の表の上欄に掲げる学級の数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

学級の数	面積
二学級以下	二三〇 + 三〇 × (学級の数 - 一) 平方メートル
三学級以上	四〇〇 + 八〇 × (学級の数 - 三) 平方メートル

ロ 三・三平方メートルに満三歳以上の園児の数を乗じて得た面積

ニ 三・三平方メートルに満二歳以上満三歳未満の園児の数を乗じて得た面積

(園舎に備えるべき設備)

第九条 園舎には、次に掲げる設備（第一号に掲げる設備については、満二歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。）を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。

一 職員室

二 乳児室又はほふく室

三 保育室

四 遊 戲 室

五 保 健 室

六 調 理 室

七 便 所

八 飲 料 水 用 設 備、手洗 用 設 備 及 び 足洗 用 設 備

- 2 保育室（満二歳以上の園児に係るものに限る。）の数は、学級の数を下つてはならない。
- 3 満二歳以上の園児に対する食事の提供について、第十七条第一項において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第四十五条に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園にあっては、第一項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の機能を有する設備を備えなければならない。
- 4 園児に対する食事の提供について、幼保連携型認定こども園内で調理する方法により提供される園児の数が二十人未満の場合においては、当該食事の提供を行う幼保連携型認定こども園は、第一項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。
- 5 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。
- 6 次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定める面積以上とする。
- 一 乳児室 一・六五平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積
- 二 ほふく室 二・三平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積
- 三 保育室又は遊戯室 一・九八平方メートルに満二歳以上の園児の数を乗じて得た面積
- 7 第一項に掲げる設備のほか、園舎には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。
- 一 放送聽取設備
- 二 映写設備
- 三 水遊び場
- 四 園児清淨用設備
- 五 図書室

六 会議室

(園具及び教具)

第十一条 幼保連携型認定こども園には、学級の数及び園児の数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。

- 2 前項の園具及び教具は、常に改善し、及び補充しなければならない。

(教育及び保育を行う期間及び時間)

第十一条 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- 一 每学年の教育週数は、特別の事情がある場合を除き、三十九週を下つてはならないこと。
 - 二 教育に係る標準的な一日当たりの時間（次号において「教育時間」という。）は、四時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮すること。
 - 三 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間（満三歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。）は、一日につき八時間を原則とすること。
- 2 前項第二号の時間については、その地域における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めるものとする。

(教科)

第十二条 園児が心身の状況によって履修することが困難な各教科は、当該園児の心身の状況に適合するように課さなければならない。

(非常災害対策)

第十二条 幼保連携型認定こども園は、軽便消火器等の消防用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

- 2 幼保連携型認定こども園は、園児の状態及び地域の自然的・社会的条件を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとに、その規模及び被害の程度に応じた当該非常災害への対応に関する具体的な計画を策定することとともに、非常災害時の関係機関への通報及び関係者との連絡の体制を整備し、それらの内容を定期的に職員に周知しなければならない。
- 3 幼保連携型認定こども園は、非常災害に備えるため、前項の計画に従い、避難及び消防に係る訓練その他必要な訓練を、その実効性を確保しつつ行わなければならない。
- 4 幼保連携型認定こども園は、前項の訓練のうち避難及び消防に係る訓練を、少なくとも毎月一回は、行わなければならない。

5 幼保連携型認定こども園は、非常災害時における園児等の安全の確保が図られるよう、あらかじめ、市町村、地域住民、他の学校、社会福祉施設等と相互に支援及び協力をを行うための体制の整備に努めるものとする。

6 幼保連携型認定こども園は、非常災害時において、乳児又は幼児、障害者、高齢者等特に配慮を要する者への支援に努めるものとする。

(食事)

第十四条 幼保連携型認定こども園は、保育を必要とする子どもに該当する園児に食事を提供するときは、当該幼保連携型認定こども園内で調理する方法（第十七条第一項の規定により読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第九条の規定により当該幼保連携型認定こども園の調理室を兼ねている学校、社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

2 幼保連携型認定こども園において、園児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、園児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとし、食品の種類及び調理方法について栄養並びに園児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

3 幼保連携型認定こども園において、園児に食事を提供するときは、地域で生産された旬の食材を活用し、季節、行事等に応じたものとなるよう努めなければならない。

4 幼保連携型認定こども園は、あらかじめ作成された献立に従って調理を行わなければならない。

5 幼保連携型認定こども園は、園児の健康な生活の基本としての正しい食習慣を身につける力の育成に努めなければならない。

(子育ての支援)

第十五条 幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供することができる体制の下で行うものとする。

2 保護者に対する子育ての支援に当たっては、幼保連携型認定こども園は、地域の人材及び社会資源の活用を図るよう努めるものとする。

(掲示)

第十六条 幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲示しなければならない。

(準用)

第十七条 児童福祉施設基準条例第四条、第五条第一項及び第二項、同条第四項（利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分考慮した構造設備に関する部分を除く。）、第十条から第十二条まで、第十九条、第二十条第一項、第三項及び第四項、第四十四条第八号、第四十五条（後段を除く。）並びに第四十九条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる児童福祉施設基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える児童福祉施設基準条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四条の見出し	最低基準	設備運営基準
第四条第一項	最低基準	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例（平成二十六年岡山県条例第号。以下「幼保連携型認定こども園基準条例」という。）で定める基準（以下この条において「設備運営基準」という。）
第四条第二項	最低基準	設備運営基準
第五条第一項 利用者	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「就学前保育等推進法」という。）第十四条第六項の園児（以下「園児」という。）	

				第五条第二項
				第五条第四項
				第五条第一項
第十九条	第十一条	第十条 む。	第十条（見出しを含む。）	第五条第二項
第十二条	第十三条	第十四条	第十五条	第五条第一項
第十九条	第十二条	第十三条	第十四条	第五条第一項

			第四十五条第一号及び第四号	
第四十九条	第四十五条第五号	保育所の長	乳幼児	園児
		入所している乳幼児		園児
	保育		教育及び保育	

2 児童福祉施設基準条例第九条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について適用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条本文中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、同条ただし書き中「利用者の居室及び各施設に特有の設備並びに利用者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前保育等推進法第十四条第六項の園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号。以下「一部改正法」という。）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置)

2 一部改正法の施行の日から起算して五年間は、第五条第三項の規定にかかわらず、みなし幼保連

携型認定こども園（一部改正法附則第二条第一項の規定により法第十七条第一項の設置の認可があつたものとみなされた旧幼保連携型認定こども園（一部改正法による改正前の法第七条第一項に規定する認定こども園である同法第三条第三項に規定する幼保連携施設（幼稚園及び保育所で構成されるものに限る。）をいう。）をいう。次項において同じ。）の職員配置については、なお従前の例によることができる。

- 3 みなし幼保連携型認定こども園の設備については、第八条から第十条までの規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

（幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例）

- 4 一部改正法の施行の日から起算して五年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第五条第二項の規定の適用については、同項の表備考一中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。

（幼保連携型認定こども園の設置に係る特例）

- 5 一部改正法の施行の日の前日において現に幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下同じ。）を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第八条第三項及び第七項並びに第九条第六項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

規定	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八条 第二项	第十七条第一項において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第四十四条第八条第二項	八号イ、ロ及びヘに掲げる要件を満たす	耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を備える
第八条 第七项	一 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積 イ 次の表の上欄に掲げる学級の数に	一 次の表の上欄に掲げる学級の数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積	

		面積	面積								
第九条 第六項	一 乳児室 一・六五平方メートルに満 二歳未満の園児のうちほふくしない ものの数を乗じて得た面積 二 ほふく室 三・三平方メートルに満 二歳未満の園児のうちほふくするも のの数を乗じて得た面積 三 保育室又は遊戯室 一・九八平方メ ートルに満二歳以上の園児の数を乗 じて得た面積	<table border="1"> <tr> <td>三学級以上</td> <td>四〇〇+八〇×(学級の数-三) 平方メートル</td> </tr> <tr> <td>一学級以下</td> <td>三三〇+三〇×(学級の数-一) 平方メートル</td> </tr> </table> <p>口 二・三平方メートルに満三歳以上 の園児の数を乗じて得た面積</p>	三学級以上	四〇〇+八〇×(学級の数-三) 平方メートル	一学級以下	三三〇+三〇×(学級の数-一) 平方メートル	<table border="1"> <tr> <td>二学級以下</td> <td>三三〇+三〇×(学級の数-一) 平方メートル</td> </tr> <tr> <td>三学級以上</td> <td>四〇〇+八〇×(学級の数-三) 平方メートル</td> </tr> </table>	二学級以下	三三〇+三〇×(学級の数-一) 平方メートル	三学級以上	四〇〇+八〇×(学級の数-三) 平方メートル
三学級以上	四〇〇+八〇×(学級の数-三) 平方メートル										
一学級以下	三三〇+三〇×(学級の数-一) 平方メートル										
二学級以下	三三〇+三〇×(学級の数-一) 平方メートル										
三学級以上	四〇〇+八〇×(学級の数-三) 平方メートル										

6 一部改正法の施行の日の前日において現に保育所（その運営の実績その他により適正な運営が確
保されていると認められるものに限る。以下同じ。）を設置している者が、当該保育所を廃止し、
当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置
する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第八条第三項、第六項及び第七項の規定の適

用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

		第八条 第六項	第八条 第三項	第八条 第二項	定 え る規 範 読み替 えられる字句	読み替 えられる字句												
				一 第十七条第一項において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例														
		一 次の表の上欄に掲げる学級の数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積		一 満三歳以上の園児の数に応じ、次条第六項の規定により算定した面積														
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>学級の数</th> <th>面</th> <th>積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一学級</td> <td>一八〇平方メートル</td> <td></td> </tr> <tr> <td>二学級以上</td> <td>$三一〇 + 一〇〇 \times (\text{学級の数} - 二)$</td> <td></td> </tr> <tr> <td>～</td> <td>～平方メートル</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	学級の数	面	積	一学級	一八〇平方メートル		二学級以上	$三一〇 + 一〇〇 \times (\text{学級の数} - 二)$		～	～平方メートル				
学級の数	面	積																
一学級	一八〇平方メートル																	
二学級以上	$三一〇 + 一〇〇 \times (\text{学級の数} - 二)$																	
～	～平方メートル																	
第八条 第七項		一 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積 イ 次の表の上欄に掲げる学級の数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積		一 三・三平方メートルに満三歳以上の園児の数を乗じて得た面積														
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>学級の数</th> <th>面</th> <th>積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一学級以下</td> <td>三三〇 + 三〇 × (学級の数 - 一)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>二学級以上</td> <td>$四〇〇 + 八〇 \times (\text{学級の数} - 二)$</td> <td></td> </tr> <tr> <td>～</td> <td>～平方メートル</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	学級の数	面	積	一学級以下	三三〇 + 三〇 × (学級の数 - 一)		二学級以上	$四〇〇 + 八〇 \times (\text{学級の数} - 二)$		～	～平方メートル				
学級の数	面	積																
一学級以下	三三〇 + 三〇 × (学級の数 - 一)																	
二学級以上	$四〇〇 + 八〇 \times (\text{学級の数} - 二)$																	
～	～平方メートル																	

口 二・三平方メートルに満三歳以上の園児の数を

乗じて得た面積

7 一部改正法の施行の日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であつて
、当該幼保連携型認定こども園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に園庭（第八条第七項第一号の面積以上の面積のものに限る。）を設けるものは、当分の間、同条第五項の規定にかかわらず
、次に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、満三歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない
。

- 一 園児が安全に移動することができる場所であること。
- 二 園児が安全に利用することができる場所であること。
- 三 園児が日常的に利用することができる場所であること。
- 四 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。

提案理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。